

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

厚木市長

## 公表日

令和6年5月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金は、日本国憲法第25条第2項(国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。)に規定する理念に基づき、全ての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失又は減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする公的年金制度であり、この目的を達成するために、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものである(国民年金法第1条、第2条)。</p> <p>年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者、所得の額が一定基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に給付金を支給することにより、これらの者の生活の支援を図るためのものである(年金生活者支援給付金の支給に関する法律第1条)。</p> <p>事務の責任者は厚生労働大臣であるが、実際の運営事務の多くは、日本年金機構に受託されている。市町村に対しては、以下の事務を行うものとされている(国民年金法第12条第1及び4項、国民年金法施行令第1条の2、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条～第40条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条～第17条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理</li> <li>・同届出の厚生労働大臣への報告</li> <li>・任意脱退の承認申請の受理</li> <li>・任意加入被保険者の資格取得の申出・資格喪失の申出の受理・事実の審査</li> <li>・第1号被保険者期間のみを有する者の裁定請求の受理・事実の審査</li> <li>・障害基礎年金の額の改定の請求の受理</li> <li>・申請免除等の申請の受理・事実の審査</li> <li>・付加保険料納付の申出の受理・事実の審査</li> <li>・年金生活者支援給付金請求書の受理・事実の審査</li> <li>協力・連携事務</li> <li>・基礎年金番号通知書の再交付の申請の受理</li> </ul> <p>※受理した情報は、日本年金機構へ送付されている。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、上記に挙げた市町村の事務において取り扱う情報に対し、日本年金機構の指定により情報の提供を行うために使用する。</p>
③システムの名称	1 国民年金システム 2 宛名管理システム 3 社会保険オンラインシステム可搬型窓口装置
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)基幹系情報システム(国民年金)【被保険者台帳情報ファイル】	
(2)宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の31の項(別表第一の31の項の上覧(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部行政総務課情報公開・法制係 243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17 問合せ先電話番号 046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市 市民福祉部国保年金課国民年金係 243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17 問合せ先電話番号 046-225-2121

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市総務部文書法制課情報公開係	厚木市 総務部行政総務課情報公開係 243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17 問合せ先電話番号 046-225-2287	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	厚木市市民健康部国保年金課国民年金係	厚木市 市民健康部国保年金課国民年金係 243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17 問合せ先電話番号 046-225-2121	事後	郵便番号、住所、電話番号の入力漏れであり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	年金・長寿担当課長 常田 真一郎	年金・長寿担当課長 笠井 義昭	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年2月28日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	特定個人情報保護評価評価書に係る様式の一部変更に伴う項目追加
平成31年2月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	年金・長寿担当課長 笠井 義昭	年金・長寿担当課長	事後	特定個人情報保護評価評価書に係る様式の一部変更に伴う変更。
令和1年12月12日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	事務の責任者は厚生労働大臣であるが、実際の運営事務の多くは、日本年金機構に受託されている。 市町村に対しては、以下の事務を行うものとされている(国民年金法第12条1項～4項、国民年金法施行令第1条の2)。 ・任意加入被保険者の資格取得の申出・資格喪失の受理・審査 ・第1号被保険者期間のみを有する者の裁定請求の受理・審査 ・申請免除等の申請の受理・審査 ・付加保険料納付の申出の受理・審査	事務の責任者は厚生労働大臣であるが、実際の運営事務の多くは、日本年金機構に受託されている。 市町村に対しては、以下の事務を行うものとされている(国民年金法第12条第1項～第4項、国民年金法施行令第1条の2、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条～第40条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条～第17条)。 ・任意加入被保険者の資格取得の申出・資格喪失の受理・事実の審査 ・第1号被保険者期間のみを有する者の裁定請求の受理・事実の審査 ・申請免除等の申請の受理・事実の審査 ・付加保険料納付の申出の受理・事実の審査 ・年金生活者支援給付金請求書の受理・事実の審査	事後	市の業務は「審査」ではなく、「事実の審査」であり事実に基づき追記及び、年金生活者支援給付金制度の開始に伴う事務処理項目のみの追加であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月12日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	別紙第一の31の項(別紙第一の31の項の上欄(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとなされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため)	別紙第一の31の項(別紙第一の31の項の上欄(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金及び年金生活者支援給付金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとなされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため)	事後	年金生活者支援給付制度の開始に伴う事務処理項目のみの追加であり、重要な変更には該当しない。
令和1年12月12日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	年金・長寿担当課長	国保年金課長	事後	行政組織の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年6月15日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月22日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	事務の責任者は厚生労働大臣であるが、実際の運営事務の多くは、日本年金機構に受託されている。 市町村に対しては、以下の事務を行うものとなっている(国民年金法第12条第1項～第4項、国民年金法施行令第1条の2、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条～第40条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条～第17条)	事務の責任者は厚生労働大臣であるが、実際の運営事務の多くは、日本年金機構に受託されている。 市町村に対しては、以下の事務を行うものとなっている(国民年金法第12条第1項及び第4項、国民年金法施行令第1条の2、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条～第40条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条～第17条)	事後	軽微な修正のみであり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月22日	II しきい値判断項目 1 .対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
令和4年8月23日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民年金手帳の再交付の申請の受理	協力・連携事務 ・基礎年金番号通知書の再交付の申請の受理	事後	法改正による名称変更。軽微な修正のみであり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月22日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 国民年金システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム)	1 国民年金システム 2 宛名管理システム 3 社会保険オンラインシステム可搬型窓口装置	事後	軽微な修正であり、重要な変更には該当しない。
令和5年5月22日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[○]委託しない	[ ] (1)特に力を入れている	事後	軽微な修正であり、重要な変更には該当しない。
令和5年5月22日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[○]提供・移転しない	[ ] (1)特に力を入れている	事後	軽微な修正であり、重要な変更には該当しない。
令和6年5月7日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	市民健康部国保年金課	市民福祉部国保年金課	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年5月7日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	厚木市 市民健康部国保年金課国民年金係 243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17 問合せ先電話番号 046-225-2121	厚木市 市民福祉部国保年金課国民年金係 243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17 問合せ先電話番号 046-225-2121	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。